富士宮市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第６条の規定に基づき、職員の任免（採用、退職、処分等）や給与・勤務条件など、富士宮市の人事行政の運営等の状況を公表するものです。

Ⅰ 人事行政の運営等の状況の概要

１　任免及び人数に関する状況

(1)　部門別職員数の状況と増減数（各年４月１日現在）

部門＼区分		職員数（人）		対前年増減数	主な増減理由
		令和７年	令和８年		
一般行政部門	議　会	８	７	△１	会計年度任用職員対応
	総　務	１６１	１６２	１	業務強化
	税　務	５６	５７	１	滞納整理機構派遣
	民　生	２３９	２４３	４	業務強化
	衛　生	７３	７４	１	業務強化
	労　働	１	１	０	
	農　水	３２	３２	０	
	商　工	１４	１４	０	
	土　木	９８	１００	２	業務強化
	小　計	６８２	６９０	８	
特別行政部門	教　育	７９	８０	１	業務強化
	消防本部	１７１	１７３	２	業務強化
	小　計	２５０	２５３	３	
普通会計部門の合計		９３２	９４３	１１	
公営企業等会計部門	病　院	５１４	５１８	４	業務強化
	水　道	２９	２９	０	
	下水道	１５	１５	０	
	その他	３８	４０	２	育児休業対応
公営企業等会計部門の合計		５９６	６０２	６	
富士宮市総計		１，５２８	１，５４５	１７	

職員数は市長や副市長などの特別職以外の職員数です。また、暫定再任用職員（短時間を含む。）、定年前再任用短時間職員、フルタイム会計年度任用職員が含まれています。

(2) 採用及び退職の状況（令和７年度）

区分／職種	採用（※1）（人）		離　職（人）(※2)								
			退　職					免　職		失職	合計
		再任用（※3）	定年	早期応募	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒		
一般事務	２５	6	－	3	7	2	－	－	－	－	１２
司書	0	1	－	－	1	－	－	－	－	－	1
保育士	8	0	－	－	7	－	1	－	－	－	8
社会福祉士	3	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
指導主事	5	0	－	－	5	－	－	－	－	－	5
土木技師	3	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建築技師	1	0	－	－	1	－	－	－	－	－	1
保健師	4	0	－	－	3	－	－	－	－	－	3
診療情報管理士	1	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
用務員	0	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
調理師	0	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
機械操作士	0	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
消防吏員	5	1	－	－	1	－	－	－	－	－	1
医師	１８	0	2	－	２１	－	－	－	－	－	２３
薬剤師	2	0	－	－	2	－	－	－	－	－	2
臨床検査技師	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
診療放射線技師	4	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
視能訓練士	1	0	－	－	1	－	－	－	－	－	1
作業療法士	1	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
理学療法士	2	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
言語聴覚士	1	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
助産師	2	0	－	－	1	－	－	－	－	－	1
看護師	２０	4	－	1	１８	－	－	－	－	－	１９
合　　計	１０７	１７	2	4	６８	2	1	0	0	0	７７
	１２４										

（※1）令和７年４月２日から令和８年４月１日までの間に採用した人数（育児休業代替任期付職員含む）です。

（※2）令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間に離職した人数です。

（※3）フルタイム勤務の再任用職員（短時間勤務を除く。）の人数です。

2　給与の状況

(1)　人件費の状況（令和７年度普通会計決算）

歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B／A）
６１，９２８，２４２千円	１０，２２０，６９９千円	１６．５％

（注）金額は決算統計の数値です。

(2)　職員給与費の状況（令和８年度普通会計当初予算）

職員数（人） A	職員給与費				一人当たり給与費 B／A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計　B	
９１８人	千円 3,737,286	千円 881,154	千円 1,611,183	千円 6,229,623	6,786,081 円

（注）職員手当には退職手当を含みません。

(3)　初任給の状況（令和８年４月１日現在）

区　分	富士宮市		国	
一般行政職	大学卒	２３７，６００円	総合職	２４２，０００円
			一般職	２３２，０００円
	高校卒	２０６，７００円	高校卒	２００，３００円

(4)　経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和８年４月１日現在）

区　分		経験年数 10～14 年	経験年数 15～19 年	経験年数 20～24 年
一般行政職	大学卒	３０２，１００円	３４０，９２３円	３９０，３０８円
	高校卒	２７８，１２０円	３１５，３８８円	－　　円

（注）経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験などがある場合には、その期間を換算し、採用後の年数に加算した年数です。

(5)　平均給料・給与月額及び平均年齢の状況（令和８年４月）

区　分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	３４２，０４４円	４２６，６８６円	４２．１歳
技能労務職	３５０，８６０円	４０３，３２０円	５６．９歳

（注）給与とは、給料及び職員手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等）の合計です。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（令和８年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	前年の構成比
１級	事務員・技術員	５８人	１１．０％	９．２％
２級	主事・技師	８６人	１６．２％	１７.０％
３級	主査	８７人	１６．４％	１５．９％
４級	主査	８５人	１６．０％	１４．８％
５級	係長・主任主査	６０人	１１．３％	１４．２％
６級	主幹	９２人	１７．４％	１６．９％
７級	課長	４４人	８．３％	８．８％
８級	部長	１８人	３．４％	３．２％
合計		５３０人	１００．０％	１００．０％

（注）職員の給与に関する条例に基づく一般行政職給料表の級区分による職員数です。
標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 期末・勤勉手当の状況（令和８年４月１日現在）　（単位：月分）

区分	富士宮市			国		
	期末手当	勤勉手当（注）	合計	期末手当	勤勉手当	合計
６月期	1.2625	1.0625	2.325	同　左		
１２月期	1.2625	1.0625	2.325			
合計	2.525	2.125	4.65			

※職制上の段階、職務の級などによる加算措置があります。

(8) 退職手当の状況（令和８年４月１日現在）

区　　分	富士宮市		国	
	自己都合	定年・応募	自己都合	勧奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	同　左	
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分		
勤続 30 年	34.7355 月分	40.80375 月分		
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		
１人当たりの平均支給額	－	応募認定退職 25,543,165 円 普通退職等 9,977,765 円	－	

（注）１人当たりの平均支給額は、令和７年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額です。

(9) その他の主な手当の内容

ア 地域手当（令和８年４月１日現在）

支給職員１人当たり平均支給年額（令和７年度普通会計決算）		１２３，８５５円
支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
４％	全職員	０％～２０％

イ 特殊勤務手当（令和８年４月１日現在）

支給職員１人当たり平均支給年額（令和７年度普通会計決算）			６２，４５８円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和７年度普通会計決算）			４７．６％
手当の種類（手当数）			３０種類
代表的な手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する単価
普通税務手当	収納課 市民税課 資産税課	市税等の賦課、徴収業務	月額 ３，５００円
福祉業務手当	福祉総合相談課 障がい療育支援課 子ども未来課	福祉事務所の指導保護等業務	月額 ３，５００円
保育業務手当	保育園	保育業務	月額 ３，０００円
心身障害児保育業務手当	あすなろ園	心身障害児保育業務	月額 ４，５００円
家畜類等死体取扱作業手当	生活環境課 農業政策課 河川課	家畜類等の死体の取扱作業	１件 ５００円
有害薬品取扱手当	生活環境課	危険性を有する薬品を取扱う業務	日額 ２００円
消防手当	消防吏員	消防業務	月額 ３，０００円

ウ 時間外勤務手当（令和６、７年度普通会計決算）

令和７年度	支給総額	３７１，１８２，３０６円
	１人当たり支給年額	４４９，３７３円
令和６年度	支給総額	３２６，４３４，０４６円
	１人当たり支給年額	３８４，９４６円

エ　扶養手当、住居手当、通勤手当（令和８年４月１日現在）

	内　　容	国の制度
扶養手当	子　　月額　13,000 円 父母等　　月額　6,500 円 (行政職給料表(一)8 級相当 3,500 円) (医療職給料表(一)4 級以上　0 円) ・上記に加えて 16～22 歳到達年度にある子 月額　5,000 円	同　左
住居手当	①月額 16,000 円を超える家賃の支払者 家賃の月額によって支給 ②上記以外で住宅を持つ主たる生計維持者 月額 4,500 円	①同左 ②　－
通勤手当	【支給対象者】 片道２ｋｍ以上の通勤者 [交通機関等利用者] 実費支給　55,000 円超は 2 分の 1 加算 [乗用車等の使用者] 片道 2km 以上 4km 未満　6,400 円 片道 4km 以上 6km 未満　8,200 円 片道 6km 以上 8km 未満　9,600 円 片道 8km 以上 10km 未満　11,400 円 片道 10km 以上 12km 未満　13,200 円 片道 12km 以上 14km 未満　14,700 円 片道 14km 以上 16km 未満　16,200 円 片道 16km 以上 18km 未満　17,300 円 片道 18km 以上 20km 未満　18,400 円 片道 20km 以上 25km 未満　19,900 円 片道 25km 以上 30km 未満　21,100 円 片道 30km 以上 35km 未満　22,300 円 片道 35km 以上 40km 未満　23,500 円 片道 40km 以上 45km 未満　24,700 円 片道 45km 以上 50km 未満　26,200 円 片道 50km 以上 55km 未満　28,000 円 片道 55km 以上 60km 未満　29,800 円 片道 60km 以上　31,600 円 [併用者(交通機関と乗用車等)] 55,000 円超は 2 分の 1 加算 [駐車場料金負担者]　－	【支給対象者】 片道２ｋｍ以上の通勤者 [交通機関等利用者]　運賃等相当額 [乗用車等の使用者] 片道 2km 以上 5km 未満　2,000 円 片道 5km 以上 10km 未満　4,200 円 片道 10km 以上 15km 未満　7,300 円 片道 15km 以上 20km 未満　10,400 円 片道 20km 以上 25km 未満　13,500 円 片道 25km 以上 30km 未満　16,600 円 片道 30km 以上 35km 未満　19,700 円 片道 35km 以上 40km 未満　22,800 円 片道 40km 以上 45km 未満　25,900 円 片道 45km 以上 50km 未満　29,100 円 片道 50km 以上 55km 未満　32,300 円 片道 55km 以上 60km 未満　35,500 円 片道 60km 以上 65km 未満　38,700 円 片道 65km 以上 70km 未満　42,200 円 片道 70km 以上 75km 未満　45,700 円 片道 75km 以上 80km 未満　49,200 円 片道 80km 以上 85km 未満　52,700 円 片道 85km 以上 90km 未満　56,200 円 片道 90km 以上 95km 未満　59,600 円 片道 95km 以上 100km 未満　63,000 円 片道 100km 以上　66,400 円 最高支給限度額　150,000 円 [駐車場料金負担者]　限度額 5,000 円

(10) 特別職の給与等の状況（令和８年４月１日現在）

		月額	期末手当の支給割合
給料	市　長	９３１，０００円	６月期　２．３２５月分 １２月期　２．３２５月分 計　４．６５月分 役職加算として給料月額の ２０％が加算される
	副市長	７３５，０００円	
	教育長	６８６，０００円	
議員報酬	議　長	４９５，０００円	６月期　２．３２５月分 １２月期　２．３２５月分 計　４．６５月分 役職加算として給料月額の ２０％が加算される
	副議長	４４１，０００円	
	議　員	４２１，０００円	

３　勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
７時間４５分	８時３０分	１７時１５分	１２時００分 ～１３時００分

(2) 年次有給休暇の使用状況（令和７年度）

年次有給休暇は、一の年度（４月１日から３月３１日まで）につき２０日付与されます。また、その年度に使用しなかった年次有給休暇は、２０日を限度に翌年に繰り越すことができます。

区　分	一人当たり 平均使用日数
市長部局等	１２日７時間
教育委員会	１３日５時間
消防	１４日５時間

(3) 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の取得者数（令和７年度）

育児休業とは、職員が任命権者の承認を得て、３歳に満たない子を養育するため、子が３歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

育児短時間勤務とは、職員が任命権者の承認を得て、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、週１９時間２５分、週１９時間３５分、週２３時間１５分、週２４時間３５分のいずれかの勤務形態から、職員が希望する日及び時間帯により勤務する制度で、週の勤務時間に応じて給与が支給されます。

部分休業とは、職員が任命権者の承認を得て、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、１日の勤務時間の一部（第１号部分休業）又は全部（第２号部分休業（１年度につき

７７時間３０分を限度)）について勤務しない制度で、休業した期間の給与は減額されます。

区　分		育児休業	育児短時間勤務	部分休業	
				第１号	第２号
市長部局等	男性	１８人	１人	１人	０人
	女性	３９人	４人	３５人	１人
教育委員会	男性	０人	０人	０人	０人
	女性	１人	０人	１人	０人
合　計	男性	１８人	１人	１人	０人
	女性	４０人	４人	３６人	１人

（注）当該年度に新たに育児休業又は部分休業を取得した人数です。

(4)　病気休暇、特別休暇及び介護休暇の導入状況（令和８年４月１日現在）

種類		付与日数
病気休暇		負傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限度必要と認められる期間で、原則として１８０日以内
特別休暇	公民権の行使	必要と認められる期間
	証人、参考人等としての出頭	同上
	ドナー休暇	同上
	ボランティア休暇	５日以内
	結婚休暇	連続する１０日以内
	出生サポート休暇	５日以内（体外受精及び顕微授精に係るものである場合は１０日）
	産前産後休暇	出産予定日８週間（多胎妊娠の場合は１４週間）前から出産後８週間まで
	育児時間	１日２回それぞれ３０分以内
	子の看護のための休暇	５日（対象となる親族が２人以上の場合は１０日）以内
	短期の介護のための休暇	５日（対象となる要介護者が２人以上の場合は１０日）以内
	配偶者の出産	２日以内
	男性の育児参加休暇	５日以内
	忌引休暇	１日～１０日
	父母の追悼	１日
	夏季休暇	連続する５日以内
	災害による現住居の滅失による休暇	必要と認める期間
	災害又は交通機関の事故等による出勤困難	同上
	災害による退勤時の危機回避のための休暇	同上
	生理休暇	２日以内

	妊娠中の通勤緩和	１日１時間以内
	妊産婦の保健指導・健康診断	必要と認める時間
	妊婦の休息又は補食	同上
	妊娠に起因する障害による出勤困難	必要と認める期間
	感染症予防上必要な措置による出勤不適当	同上
介護休暇		配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷や疾病などにより日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合、通算して６月以内で必要と認められる期間（無給）

（注）各休暇の取得要件などは、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び同規則により定められています。

4　分限及び懲戒処分の状況

(1)　分限処分者数（令和７年度）

分限処分とは、公務能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、心身の故障などの事由により職員がその職務を十分に果たすことができない場合などに、職員の意に反して行う不利益な処分で、免職、休職、降任、降給があります。

区　分	降任	免職	休職	降給	合計
市長部局等	－	－	１２人	－	１２人
教育委員会	－	－	－	－	０人
合　計	－	－	１２人	－	１２人

(2)　懲戒処分者数（令和７年度）

懲戒処分とは、公務における規律及び秩序を維持するため、職員に法令違反や職務上の義務違反その他公務員としてふさわしくない非行があった場合に、その道義的責任を問う制裁としての処分で、免職、停職、減給、戒告があります。

区　分	戒告	減給	停職	免職	合計
市長部局等	１人	１人	１人	－	３人
教育委員会	－	－	－	－	０人
合　計	１人	１人	１人	－	３人

5　服務の状況

(1)　職務専念義務の免除

区　分	概　　要
免除の対象となる主な場合	地方公務員法第３５条の職務専念義務は、次のような場合に免除されます。 ア　研修を受ける場合 イ　健康診断を受ける場合 ウ　職員団体の交渉等、特定された活動に従事する場合 エ　国や地方公共団体の職員としての職を兼ね、その事務等を行う場合 オ　市行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役員、職員等の地位を兼ね、その事務等を行う場合 カ　国や地方公共団体の機関、学校その他公共的団体等の依頼を受けて講演等を行う場合

（注）免除される場合や免除の期間などは、「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の免除に関する規則」により定められています。

(2)　営利企業への従事許可件数（令和７年度）

職員は任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員等の地位を兼ねること、若しくは自ら営利企業を営むこと、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務に従事することもできません。

全体の奉仕者としての職員の本質に反することがなく、かつ、職務専念の義務を妨げない場合において、任命権者の許可により、従事することが認められます。

区　分	許可件数	主な許可事例
市長部局等	５件	調査員、講師等
教育委員会	２件	調査員
合　計	７件	－

（注）上記の許可は、地方公務員法第３８条第１項に基づくものです。

6　研修の状況（令和７年度）

区　分	概　　要
市長部局等	地方公務員法第３９条に基づく勤務能率の発揮及び増進のための研修を行いました。富士宮市人材育成基本方針に定める「職階別の役割と求められる能力」を開発し発揮するため、令和７年度も富士宮市職員研修規程に基づき、基本研修、派遣研修、専門研修及び特別研修を行い、延べ4,297人が受講しました。また、上司が部下職員に対して仕事を通じ指導・育成を図る職場研修を行いました。
教育委員会	

7　人事評価の状況（令和７年度）

区　分	概　　要
市長部局等	地方公務員法に基づき、職員の任用、給与、その他の基礎とするため、人事評価制度を実施しています。 この人事評価制度は、能力・実績に基づく人事管理を図ること及び公務能率の向上を目的とした制度で、職員ごとに設定する目標（業務目標）に対する達成度等を評価する「業績評価」と、職務遂行過程において職員が発揮した能力等を評価する「能力評価」から構成されています。 また、評価者と被評価者との面談を通じて目標設定やフィードバックを行うことによって、評価のみではなく、職務改善や人材育成に資する制度としています。 令和７年度は１，３４５人の職員に対し実施しました。 また、令和７年度の業績評価結果及び能力評価結果は、それぞれ令和８年度の勤勉手当及び昇給に反映されています。
教育委員会	

8　福祉及び利益の保護の状況

(1)　定期健康診断の実施状況（令和７年度）

区　分		富士宮市
一般検診 （胃検診含む。）	対象人員	１，５３０人
	受診人員	１，３５７人
	受診率	８８．７％

(2)　公務災害等の認定状況等（令和７年度）

区　分	市長部局等	教育委員会
公務災害	９件	０件
通勤災害	３件	０件
合計	１２件	０件

(3)　その他主な福利厚生事業の概要（令和７年度）

概　　要
■被服の貸与■ 医療職、保育職、技術系職員等に対して被服を貸与 ■互　助　会■ 地方公務員法第４２条及び富士宮市職員の共済制度に関する条例に基づき互助会を設置し、職員の相互共済及び福利増進に努めています。 【富士宮市職員互助会】 会　員　数　１，５３２人（令和７年４月１日現在） 会員掛金額　１１，８４４，７５７円（会員給料月額×２／１，０００） 市助成金額　なし

9　退職管理の状況

退職した職員による現職職員への働きかけは地方公務員法で規制されています。本市においても退職管理条例を制定するなど職員の適正な退職管理の確保に取り組んでいます。

(1)　元職員による働きかけの規制

退職して営利企業等に再就職した職員が、離職前５年間（離職前５年より前に課長級以上の職に就いていたことのある職員は、その職に就いていた期間も含む。）に在職した部署の市の職員に対して、再就職先との間で締結される契約等事務について、離職後２年間（在職中自らが最終決裁権者として決定したものについては当該契約等の有効な期間）、離職前５年間の職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること（＝働きかけ）が禁止されます。

(2) 再就職情報の届出

本市を退職した課長級以上の職に就いたことがある職員が、離職後２年間に営利企業等に再就職した場合は、再就職情報を届け出なければなりません。

令和７年度に退職した職員のうち、課長級以上の職に就いていた職員からの再就職情報の届出状況（令和８年６月１日現在）は下表のとおりです。

	再就職の届出があった者	再就職先		
		民間企業	公共的団体等	国・他の地方公共団体
課長級以上の職にあった職員	０人	０人	０人	０人

Ⅱ 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、職員によってなされた勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立てを審査し、これらに対して必要な措置を講ずる機関です。

令和７年度は、公平委員会に対する職員からの措置要求及び不利益処分に関する不服申立てがありませんでした。